

生こ第173号

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示

令和7年8月4日

生駒市長 小 紫 雅 史

1 公募の趣旨

本業務は、若い世代が子育て家庭へ訪問し、子育て体験や家庭との交流を行うことで、子育てと仕事の両立を見据えた将来設計のイメージを具体的に描くために必要な、家族の在り方の選択肢を知る機会を提供することを目的に実施する業務である。本業務を遂行する委託先は、子育て家庭との交流体験事業の実績を有しており、若者へのライフデザイン支援に関する専門的知見を必要とするため、特定の者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4.の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4.の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、競争入札又はその他の競争手続（以下「競争入札等」という。）を実施する予定である。

2 請負契約等の概要

(1) 業務件名

生駒市子育て家庭との交流体験事業企画運営業務

(2) 業務内容

- ①生駒市内の若者と子育て家庭との交流体験プログラムの企画・運営
- ②広報素材の作成
- ③その他

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 生駒市より入札参加停止措置等を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった競争入札等の手続期間において、入札参加停止措置等を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4 公募要件

- (1) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 若者と子育て家庭との交流体験プログラムの運営実績を有していること。
- (3) 若者と受入家庭とのマッチング実績を 50 件以上有していること。
- (4) 若者へのライフデザイン支援事業の実績及びノウハウを有していること。

5 手続等

- (1) 本公示に係る資料の配布期間、配布場所及び配布方法等

① 配布期間

令和 7 年 8 月 4 日～令和 7 年 8 月 19 日までの 8 時 30 分から 17 時 15 分まで(閉庁日を除く。)

② 配布場所

(ア) 生駒市ホームページにおける掲示

(イ) 現地における配布

生駒市子育て健康部こども政策課

所在地 奈良県生駒市元町 1 丁目 6-12 生駒セイセイビル 3 階

電話 0743-73-5582

担当 朝熊・竹田

③ 配布書類

仕様書、参加意思確認書

- (2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

上記(1)①に同じ

② 提出場所

上記(1)②(イ)に同じ。

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参又は郵送すること。

なお、参加意思確認書等を郵送する場合は提出期間中に必着しなければならない。

- (3) その他

- ① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- ② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。

- ③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、生駒市長に対して、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6 問い合わせ先

生駒市子育て健康部こども政策課

所在地 奈良県生駒市元町1丁目6-12 生駒セイセイビル3階

電話 0743-73-5582

担当 朝熊・竹田

7 その他

- (1) 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務の競争入札等を中止する場合がある。
- (2) 提出書類は、生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。

なお、本参加意思確認手続及び参加意思確認手続後に行う受託（候補者）特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。